

香芝市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 1 号

香芝市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市行政手続条例施行規則（平成 9 年規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞等に係る通知の公示の方法）

第 3 条 手続条例第 1 5 条第 4 項（手続条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（手続条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、香芝市行政手続条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 1 3 号）の施行の日から施行する。